

平成28年8月/日

仙台市長 奥山 恵美子 様

住 所 仙台市青葉区上杉一丁目3
氏 名 大青工業株式会社
代表取締役 青澤 裕章



杜の都の風土を守る土地利用調整条例第11条第1項（第17条第2項，第18条第7項，第21条第2項，第24条第1項）の規定により，次のとおり提出します。

開発事業の名称	坪沼産業廃棄物最終処分場拡張事業		
種別： <u>区画形質の変更</u> 水面の埋立等	工作物の新築・改築・増築・移転・用途の変更・構造等の変更 その他（ ）		
開発事業の目的	現在の産業廃棄物処理場は平成8年12月17日付で森林法第10条の2許可を得平成8年12月11日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可区域で、許可番号仙台市（環廃産）指令第10号で業務を行って居ります。数度の変更を変えて現在（埋立て面積62461.64㎡、埋立て容量1,500,200.5m ³ ）に至っております。 埋立て残量が、あとわずかとなりましたので、隣接する土地を含め埋立て容量を確保する計画であります。		
開発事業の内容	区域外からの砂の流失が緑化作業により収まった事による沈砂池を利用し埋立地（EL=150～EL=190）として容量を確保する。さらに、EL=185m～EL=210mの間の凹地を利用して15万m ³ 弱の増量計画であります。埋立拡張面積は、6257.3㎡の増であります。		
事業区域の位置	仙台市太白区坪沼硯石55-1 他		
事業区域の面積	10.4694ha	樹林地の有無： <input checked="" type="radio"/> （面積：2.1122ha）	<input type="radio"/> 無
建築物その他の工作物の概要	工作物の用途	無	
	工作物の規模	建築(築造)面積： 無	高さ： 無
	著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の有無	有	<input type="radio"/> 無
	水濁法特定事業場の有無	有（排水量： ）	<input type="radio"/> 無
	水濁法有害物質使用特定事業場の有無	有	<input type="radio"/> 無
	一般廃棄物処理施設の有無	有	<input type="radio"/> 無
	産業廃棄物処理施設の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	ダイオキシン類対策特措法特定施設の有無	有	<input type="radio"/> 無



事業計画の作成に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意した事項	<p>①新たな埋立地には30m以上の残置森林等を配置し不足部分には造成森林（アカマツ、クロマツH=0.3m3000本/ha）と緑化法面（ヨモギ、ノハギ、イタドリ、カヤ他）で対応する。</p> <p>②希少動植物に配慮し森林の連続性を確保します。又希少種が存在する場合は移植等を行い自然環境の保全に配慮します。</p> <p>③資材運搬の車輛通行は、月～金AM8:00～PM5:00の間とし交通渋滞が起きない様又、安全運転に配慮します。</p> <p>④土砂や雨量の増大による災害を防ぐ為、既存の防災調整池に雨や土砂を誘導します。</p>		
事業区域内に確保する緑地	面積：7.8829ha	事業区域内に残置する森林	面積：2.1122ha
	率：75.29%		率：100%
斜度30度を超える土地の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 2474		
汚水及び雨水の放流先、処理施設の有無、並びに処理施設の概要	<p>①汚水：発生しない</p> <p>②雨水：既存の防災調整池（V=11.597）を経て支倉川へ放出される</p>		
開発事業の実施にともなって発生集中が見込まれる自動車交通量	<p>現在廃棄物搬入車輛に変化は無く新たな埋立地の材料の搬入車輛が1日当り2台程度の増加となる。</p>		
事業区域内の給水に係る取水計画の概要	給水計画なし		
開発事業の実施に際し必要と見込まれる許認可等の名称	<p>森林法第10条の2第1項（林地開発変更許可）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項（産業廃棄物処理施設の変更許可）</p>		
連絡先	住所	仙台市若林区沖野三丁目6-60	
	担当者	所属	大江事務所
		氏名	大江勝雄
			Fax：282-6242

備考

1 添付図面

- (1)事業区域の位置を明らかにした縮尺1:10,000以上の位置図
- (2)事業区域の区域を明らかにした縮尺1:5,000以上の地形図
- (3)事業区域における土地利用の現況を明らかにした縮尺1:5,000以上の地形図
- (4)造成計画の概要を明らかにした縮尺1:5,000以上の平面図及び断面図
- (5)事業区域における土地利用計画の概要を明らかにした縮尺1:5,000以上の平面図
- (6)設置を予定する工作物の種別、規模その他の概要を明らかにした縮尺1:2,500以上の平面図及び立面図
- (7)発生集中自動車交通に係る主要な移動経路を明らかにした縮尺1:10,000以上の平面図

- 2 用紙の大きさは、添付図面については日本工業規格A3とし、それ以外のものについてはA4とすること